第十一条の三の六第十項中「（食事療養及び生活療養を除く。）」を削る。

第十一条の三の六の三第一項第一号中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、同項第二号中「五十三万円」を「八十三万円」に、「百二十六万円」を「二百十二万円」に改め、同項第三号中「前号」を「第二号及び第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　基準日が属する月の標準報酬の月額が五十三万円以上八十三万円未満の組合員　百四十一万円

四　基準日が属する月の標準報酬の月額が二十八万円未満の組合員（次号に掲げる者を除く。）　六十万円

第十一条の三の七中「三十九万円」を「四十万四千円」に改める。

附則第三十四条の四中「附則第五条第一項」を「附則第六条第一項」に改める。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第六条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第三項第一号中「ものの」を「者の」に改め、同項に次の一号を加える。

三　七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する被保険者であつて、療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者について第二十九条の三第二項に規定する基準所得額を合算した額が二百十万円以下の者

第二十九条の二第六項及び第七項中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改める。

第二十九条の三第一項第一号中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、「前々年」の下に「。次号及び第四号において同じ。」を加え、「次項に規定する」を削り、「六百万円」を「九百一万円」に、「十五万円」を「二十五万二千六百円」に、「五十万円」を「八十四万二千円」に改め、同号ただし書中「八万三千四百円」を「十四万百円」に改め、同項第三号中「第二十九条の四の三第一項第三号」を「第二十九条の四の三第一項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　その被保険者の属する世帯に属する全ての被保険者について療養のあつた月の属する年の前年の基準所得額を合算した額が六百万円を超え九百一万円以下の場合　十六万七千四百円と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

四　その被保険者の属する世帯に属する全ての被保険者について療養のあつた月の属する年の前年の基準所得額を合算した額が二百十万円以下の場合（次号に掲げる場合を除く。）　五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第二十九条の三第二項中「前項第二号」の下に「から第四号まで」を加え、同条第三項第二号中「七万五千円」を「十二万六千三百円」に、「二十五万円」を「四十二万千円」に改め、同号ただし書中「四万千七百円」を「七万五十円」に改め、同項第三号中「第一項第三号」を「第一項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　第一項第三号に掲げる場合　八万三千七百円と、前条第二項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

四　第一項第四号に掲げる場合　二万八千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

第二十九条の三第八項第一号中「ハまで」を「ホまで」に改め、同号イ中「特定疾患給付対象療養に」を「特定疾病給付対象療養に」に改め、同号イただし書中「特定疾患給付対象療養（」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に改め、同号ロ中「十五万円（」を「二十五万二千六百円（」に、「七万五千円」を「十二万六千三百円」に、「特定疾患給付対象療養に」を「特定疾病給付対象療養に」に、「五十万円」を「八十四万二千円」に、「二十五万円」を「四十二万千円」に改め、同号ロただし書中「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に、「八万三千四百円」を「十四万百円」に改め、同号ハ中「第一項第三号」を「第一項第五号」に改め、同号ハただし書中「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　第一項第三号に掲げる場合　十六万七千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、八万三千七百円）と、前条第一項第一号イからヌまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二十七万九千円。以下このロにおいて同じ。）に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

ニ　第一項第四号に掲げる場合　五万七千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万八千八百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

第二十九条の三第八項第二号中「特定疾患給付対象療養であつて」を「特定疾病給付対象療養であつて」に改め、同号ロ中「特定疾患給付対象療養に」を「特定疾病給付対象療養に」に改め、同号ロただし書中「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に改め、同項第三号中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、同条第九項第二号中「第一項第二号」の下に「及び第三号」を加え、同条第十項中「第一項第三号」を「第一項第五号」に、「すべて」を「全て」に改める。

第二十九条の四第一項第一号中「ハまで」を「ホまで」に改め、同号ロ中「十五万円」を「二十五万二千六百円」に、「五十万円」を「八十四万二千円」に改め、同号ロただし書中「八万三千四百円」を「十四万百円」に改め、同号ハ中「前条第一項第三号」を「前条第一項第五号」に改め、同号ハただし書中「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　前条第一項第三号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者　十六万七千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

ニ　前条第一項第四号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者　五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。